

学校法人明治大学ソフトウェア管理規程

2010年3月3日制定

2009年度規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明治大学（以下「本法人」という。）がライセンスを有するソフトウェア（電子計算機にインストールされていないものを含む。以下「ソフトウェア」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、学校法人明治大学総合情報システム管理規程の例によるものとし、その他次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オリジナルディスク ソフトウェアが記録された媒体であって、ソフトウェアの著作権者又は著作権者から許諾を得た者が記録し、又は作成したものをいう。
- (2) ライセンス ソフトウェアの購入、使用許諾契約の締結等によりソフトウェアを適法に利用することができる権利をいう。
- (3) ソフトウェア管理責任者 ソフトウェアの管理について責任を有する者をいう。
- (4) ソフトウェア管理台帳 購入その他の方法を問わず本法人が取得したライセンス及び電子計算機ごとにインストールされているソフトウェアが記載されている帳簿をいう。

(責務)

第3条 本法人は、ソフトウェア管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、ソフトウェアの適正な管理が図られるよう必要な体制を整備する。

2 管理責任者は、管理責任者の所属員又は監督する者（以下「所属員等」という。）が適正にソフトウェアを利用するよう指導し、及び必要な措置を講じなければならない。

3 教職員は、ソフトウェアを不正に利用してはならない。

(管理責任者)

第4条 管理責任者は、教員においては専任教員、職員においては部長・室長の職位にある事務管理職をもって充てる。

(管理責任者の業務)

第5条 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、管理責任者が認めた場合は、他の教職員にこれを行わせることができる。

- (1) オリジナルディスク及びライセンス証明書、使用許諾契約書等ライセンスを証明する文書（以下「オリジナルディスク等」という。）の保管
- (2) ソフトウェアのインストール又は削除

2 管理責任者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、速やかに情報基盤本部長（以下「本部長」という。）に通知しなければならない。

- (1) 管理責任者又は所属員等が使用する電子計算機にソフトウェアを新たにインストールし、又は削除したとき。
- (2) オリジナルディスクの購入、使用許諾契約の締結等によりライセンスを取得し、又はオリジナルディスクの廃棄、譲渡、使用許諾契約の解除等によりライセンスを失ったとき。

（本部長の業務）

第6条 本部長は、ソフトウェア管理台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

- 2 本部長は、台帳を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 3 本部長は、管理責任者に対し、台帳の作成及びその内容の更新のために必要な調査を求めることができる。

（所属員等の遵守事項）

第7条 所属員等は、次の各号に掲げる事項を行うときは、事前に管理責任者の承認を得なければならない。

- (1) 本法人が所有し、又は借用する電子計算機にソフトウェアをインストールし、又は削除するとき。
- (2) オリジナルディスク等（その複製物を含む。）を学外へ持ち出すとき。

2 所属員等は、ソフトウェアを取得したときは、オリジナルディスク等を、直ちに管理責任者に引き渡さなければならない。

（雑則）

第8条 この規程を施行するために必要な事項は、情報基盤会議の議を経て、本部長が定める。

附 則（2009年度規程第41号）

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

（通達第1887号）